二　四十七年改正令附則第九項第二号に掲げる負担金であって平成四年四月一日以後に負担させるもの（同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア　（略） イ　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（アに掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間（据置期間を含む。）を当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して十五年を、据置期間を三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を年五分（四十七年改正前令第五十二条第三項に規定する事業に係る負担金にあっては、第一号の㈢の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）を超えない率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

（注）

一　表の第一号の㈠のア及び㈡のイ（同号の㈢の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。（注）の第三号及び第四号において同じ。）の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。

ア　農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が指定する年度

イ　（略）

二　四十七年改正令附則第九項第二号に掲げる負担金であって平成四年四月一日以後に負担させるもの（同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア　（略） イ　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（アに掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間（据置期間を含む。）を当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度から起算して十五年を、据置期間を三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を年五分（四十七年改正前令第五十二条第三項に規定する事業に係る負担金にあっては、第一号の㈢の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）を超えない率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

（注）

一　表の第一号の㈠のア及び㈡のイ（同号の㈢の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。（注）の第三号及び第四号において同じ。）の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度とする。

ア　農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が指定する年度

イ　（略）